

令和4年度 喬木村企業経営向上支援補助金

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等で、コロナ禍を契機とした社会の変化に対応するために、新たな生産方式や生産性向上、販売方法の変更等意欲的な経営向上に取り組む事業者を支援します。

2. 補助内容

【対象者】

- ・ 喬木村内に主たる事務所又は事業所もしくは店舗を有すること
- ・ 中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく中小企業者であること
- ・ 村税を未納していないこと
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年4月以降の任意の1ヶ月間の売上高が、平成31年4月から令和2年1月までの期間における同月比で10%以上減少していること。
新規創業等により前年実績と比較できない場合は、任意の1ヶ月間の売上高が、任意の連続した3ヶ月間の売上高の平均と比較して10%以上減少していること。ただし、任意の連続した3ヶ月間の売上高の平均には、任意の1ヶ月間の売上高は含めない。
- ・ 暴力団員又は暴力団関係者でないこと
- ・ その他村長が対象と認める者

【補助率】 補助対象経費の2/3以内

【補助限度額】 100万円（上限）

【事業対象期間】 令和4年4月1日から令和5年1月31日まで

3. 補助対象事業

生産性向上や新たな生産方式の導入、販売方法の変更、販路開拓、感染症拡大防止等に取り組む事業

事業の例

- ①生産性向上のためのデジタルトランスフォーメーションの導入
- ②省力化、作業効率化、生産能力の増強等により生産性向上を推進する取組
- ③需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築
- ④新商品、新サービスの開発、新事業の立ち上げ
- ⑤新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化

- ⑥新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための取組
- ⑦サプライチェーンの強じん化のため製造工程を外注から内製にするための機械装置の購入
- ⑧その他生産性向上等の意欲的な経営向上の取組で村長が適当と認めるもの
- ⑨前各号のいずれかと合わせて行うコロナ感染症拡大防止対策で新規もしくはは更に機能向上させる取組。

4. 補助対象経費

- 施設・設備等の整備に係る経費（施設の改修、内装、設計、電気設備工事、通信環境整備、リモートワーク環境整備、セキュリティ対策、システム購入費等）
 - ※土地、建物・施設等の取得費、敷金、礼金等、仲介手数料等は対象外
- 設備・備品等購入費（オフィス・店舗等の什器類、パソコン・周辺機器等のICT機器、リモートワーク対応機器、製造機器等）
 - ※車両購入費（移動販売専用車両等を除く）、業務に直接関係のない設備、装飾品等は対象外
- 試作のための外注、マーケティング調査等需要把握に必要な経費
- 広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載等）

経費の区分

- ①開発費
新商品、新サービスの開発その他の事業の遂行に必要な取組のために行う設計、デザイン、製造、改良、加工、試作等に対して支払われる経費
- ②広報費
事業の遂行に必要なパンフレット、チラシ、ホームページ作成のための経費並びに広報媒体等を活用するために支払われる経費
- ③機械装置等費
事業遂行に必要な機械、装置、什器、備品等の購入に要する経費（ただし、既存の生産活動のための設備投資費用、単なる取替え更新のための費用は除く）
- ④感染防止対策費
新型コロナウイルス感染防止対策のために支払われる経費（感染予防対策として店舗改修や換気対策など更なる機能向上のために行う取組。消毒液等消耗品は対象外）。

⑤借料

事業遂行に直接必要な機器、設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費

⑥委託費

事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費。

⑦その他村長が特に必要と認めた経費

5. 申請書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 支出計画書
- (4) 売上高の減少が確認できる書類
- (5) 直近年度の財務諸表の写し
 - ・ 法人の場合は貸借対照表、損益計算書)
 - ・ 個人で青色申告の場合は、確定申告書（第一表、第二表）、貸借対照表、損益計算書)
 - ・ 個人で白色申告の場合は、確定申告書（第一表、第二表）、収支内訳書

6. 事業の採択

※当事業の予算額は 500万円です。

提出いただいた書類をもとに、以下の審査項目に基づき月に1回程度審査会で審査を行います。結果は文書により申請者へ通知します。

- (1) 必要性：新型コロナウイルスの影響の長期化に対応した生産性向上、新しい生産方式の導入、販売方法の変更等の取り組みか。
- (2) 目的性：コロナ禍の現状のみならず、「アフターコロナ」を見据えたビジョンをもって経営向上に取り組む事業計画か。
- (3) 実現可能性：事業計画は具体的で、実現可能性が高いものか。
- (4) 有効性：事業計画は、期待される効果が得られるものか。
- (5) 合理性：事業実施に必要なかつ適切な事業積算か。

7. 申請期間

令和4年6月20日～令和5年1月31日

月に1回程度有識者による審査会を行い、その都度交付決定を行います。ただし、予算上限に達した段階で締め切ります。

8. 留意事項

- (1) 同一の経費について、他の補助金等（国・県によるものを含む。）と重複申請して計上することはできません。
- (2) 補助対象経費①～⑧と合わせて⑨の事業を行い、長野県が実施している「信州の安心なお店」の認証対象業種である場合は、認証を受けること。

9. 申請書提出先・問い合わせ先

〒399-3193

長野県下伊那郡喬木村6664番地

喬木村役場産業振興課商工観光係

電話 0265-33-5126（直通）

E-mail kouryu@vill.takagi.nagano.jp